



## 介護保険相談室

医療介護課 介護保険係 ☎ 43・6947

### 福祉用具購入費の支給について

介護保険の要介護又は要支援の認定を受けた人が、日常生活の自立を助けるために必要と認められる特定の福祉用具を購入された場合に、購入費用の一部が保険から支給されます。

また、支給方法は、いったん費用の全額を支払い、福祉用具を購入された被保険者の負担割合に応じた割合で、後日、市から払い戻しを受ける「償還払い」か、費用の負担割合分だけを福祉用具販売業者に支払い、残りの費用を市から販売業者に支払う「受領委任払い」があります。

ただし、県に福祉用具販売事業者として登録された事業者で購入された場合に限り支給しますので、購入前に必ず登録の有無を確認してください。

#### ●支給の対象となる特定福祉用具

##### ①腰掛便座

和式から洋式に変換するもの、ポータブル便器等

##### ②自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの

##### ③入浴補助用具

入浴用いす・浴槽用手すり・浴槽内いす・入浴台・浴室内すのこ・浴槽内すのこ・入浴用介助ベルト

##### ④簡易浴槽

空気式・折りたたみ式等で容易に移動できるものであり、取水・排水のための工事を伴わないもの

##### ⑤移動用リフトのつり具部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの

#### ●支給申請時期

福祉用具を購入し、その代金を支払ってから領収書等を添えて申請します。

#### ●支給限度額があります

利用できる上限額は、要介護度にかかわらず、同年度(4月1日～翌年3月31日)で10万円を上限に費用の9割(一定以上所得者は8割)が支給されます。

#### ●申請に必要な書類

- 福祉用具購入費支給申請書
- 用具購入に要した費用にかかる領収書
- 用具の種類・機能等がわかるパンフレットの写し



## 国保医療だより

医療介護課 国保医療係 ☎ 43・6813

### 交通事故などにあつたときの届出は

交通事故や傷害事件など、第三者(加害者)の行為によってケガをしたときの治療費は、本来、加害者が負担すべきものですが、届出することにより国民健康保険(国保)を使って治療を受けることもできます。

ただし、これはあくまでも、国保が一時的に立替えをするものであり、後日、国保から加害者に費用を請求することになります。

交通事故に遭い、治療が必要となる場合には、すぐに警察に届出をして、「交通事故証明書」を発行してもらおうと同時に、医療介護課まで届出をしてください。

なお、届出前に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、国保が使えなくなる場合がありますのでご注意ください。

また、自損事故の場合は、一般的には国保の給付対象になりますが、酒酔い運転や無免許運転などの悪質な法令違反の場合は、給付対象にはなりません。

#### ■届出に必要なもの

保険証、印鑑、交通事故証明書(後日でも可)

### 柔道整復師への正しいかかり方

近年、柔道整復師(整骨院・接骨院)は、皆さまの生活に身近なものとなってきています。しかし、柔道整復師の施術を受ける場合、健康保険証が使える場合と使えない場合がありますのでご注意ください。

#### ■健康保険が使える場合

急性などの外傷性の骨折、脱臼・打撲及び捻挫

#### ■健康保険が使えない場合

- ・日常生活からくる疲労・肩こり・体調不良
- ・慰安目的のあん摩・マッサージ代替りの利用
- ・スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛
- ・医師の同意のない骨折や脱臼の治療
- ・仕事や通勤途上に起きた負傷(労災保険からの給付になります)

かかった後で、保険適用が認められない場合は、全額自己負担になります。施術を受ける際には、負傷原因を正確に伝え、柔道整復師へのかかり方を正しくご理解いただいたうえで、適切な受診にご協力をお願いします。



## 国民年金揭示板

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

### 国民年金保険料についてご存知ですか？

#### ■保険料は「追納」することができます！

保険料の全額免除や一部免除等の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

例) 2年間の学生納付特例制度の承認を受け、その期間を追納しなかった場合、約4万円の年金額が減額されます

これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納付すること(追納)ができます。

ただし、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せられます。

#### ■「10年の後納制度」は9月30日まで！

過去10年間に納め忘れた保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「10年の後納制度」は、平成27年9月30日をもって終了します。

終了後、平成27年10月1日から3年間に限り、過去5年間に納め忘れた保険料を納付することができる「5年の後納制度」が始まります。

後納制度を利用するには、申し込みが必要です。

#### ●問い合わせ先

- ・専用ダイヤル ☎ 0570・011・050
- ・姫路年金事務所 ☎ 079・224・6382

#### ■保険料をまとめて前納(前払い)すると、保険料が割引となり大変お得です！

下期(10～3月分)に半年前納すると760円の割引となります。

納付書の領収日付欄に「下期」と表示のある納付書を使って納付してください。下期(半年前納)の納付期限は平成27年11月2日です。

## 国勢調査がスタートしています！



国勢調査  
2015

国勢調査は、平成27年10月1日現在、国内に住むすべての人と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査です。国勢調査の結果は、福祉施策や生活環境の整備、災害対策など、日本の未来をつくるために欠かせない様々な施策等に利用されます。調査の意義・重要性をご理解いただき、ご回答をお願いします。

### インターネット回答を先行実施しています

- 今回の調査では、調査票の配布に先行してインターネットでの回答を実施します。9月10日から調査員がIDとパスワードを配布するために各世帯を訪問しています。インターネット回答は9月20日までにお願いします。
- インターネット回答のなかった世帯には、後日調査員が訪問し、紙の調査票を配布しますので、調査員へ提出するが郵送にてご回答ください。
- 訪問するのは、総務大臣が任命し、守秘義務が課せられた国勢調査員です。

### かたり調査にご注意ください！

国勢調査員は、顔写真入りの「国勢調査員証」を身につけています。不審に思われた場合には、赤穂市行政課までお問い合わせください。

〈国勢調査コールセンター〉  
0570-07-2015

※IP電話の場合 03-4330-2015

■設置期間／8月24日～10月31日  
■受付時間／午前8時～午後9時(土日・祝日にもご利用になれます)

※おかけ間違いのないようご注意ください。※ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話の場合、全国一律で市内通話料金でご利用いただけます。携帯電話・PHSの場合は、それぞれ所定の通話料金となります。※IP電話用電話番号の通話料金は、所定の通話料金となります。

総務省・兵庫県・赤穂市行政課(☎43・6850)